

一般財団法人富山県バスケットボール協会育成センターガイドライン

第1 育成センターの目的

一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「T B A」）は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「J B A」）が提唱する、世界に通用するバスケットボール環境構築のため、「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境を整備」「世界を視野に入れた指導を日常から行う」という強化・育成方針に基づき、将来日本代表となる優秀な素質を持つ選手や可能性の高い選手に定期的に良い育成環境（練習環境・指導環境）を提供して個を大きく育てること、併せて指導者の研鑽の場として指導者を養成することを育成センターの設置目的とする。

U12 バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術を導入すること。

U14 バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得、その他必要に応じ強化的活動について学ぶこと。

U16 バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の発展、さらに国体選抜チームでの活動に繋げるため、強化活動の専門化へ向けて精神的準備を行うこと。

注） 強化活動の専門化とは、選手選考における選出、落選等の精神的負荷が増大する事を指し、精神的準備とは、あらかじめ説明を行うなどの配慮が必要なことを示している。

第2 定義

- 1 名称：T B A 育成センター（Development Center＝略称D C）
- 2 事業単位：県育成センター（富山県：U16/U14/U13/U12/U11PDC）
地区育成センター（呉東/呉西地区：U14/U13DC）

3 T B A 育成センターの活動

- （1）各カテゴリーの実態に応じて、活動計画を作成する。
- （2）月1回以上、年間10回以上の活動を基本とする。
- （3）原則として、1回の練習時間は3時間以内とする。ただし、宿泊を伴う実施を妨げるものではない。

4 位置付け

本事業は部活動とは切り離れた「社会教育事業」と位置付ける。

運動部活動ガイドライン（平成30年3月スポーツ庁より発表）において「競技団体は、競技の普及の観点から運動部活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、選手の育成・強化を運動部活動に委ねることなく、アスリートを目指す優れた素質を有する生徒が、各地域において競技力向上に係わる専門的な指導が受けられるよう、実施体制の整備を推進する必要」との指摘を鑑み、育成センターを計画する。

第3 選手・スタッフ

1 参加資格

- (1) Team J B Aに選手登録を行っていること。
- (2) 外国籍選手の参加について、将来的な帰化の可能性を考慮し、Team J B A選手登録を前提として参加を認める。
- (3) 居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが富山県であること。国体選抜チームの参加資格と異なる場合がある。

【年代別事項】

◆年齢カテゴリー

優秀な選手の場合、上のカテゴリーで活動することは妨げない。(飛び級可)

U12 小学6年生の選手を中心とするが、小学5年生で優秀な選手の場合、U12カテゴリーで活動することは妨げない。ただし、学業との兼ね合い、実施時間夜間等の配慮を行うこと。

U14 中学2年生の選手を中心とするが、中学1年生で優秀な選手の場合、U14カテゴリーで活動することは妨げない。同様に、U13は中学1年生の選手を中心とするが、小学6年生で優秀な選手の場合、U13カテゴリーで活動することは妨げない。ただし、学業との兼ね合い、実施時間夜間等の配慮を行うこと。

U16 1月1日生まれ以降を年齢の基準とし、それ以下のDCは4月1日の年齢(学校における学年)とする。

理由：国体選抜チームの活動と連携を図るため、高校2年生早生まれ選手を含める。

2 選手参加規定

- (1) 原則として、育成センター活動を優先し参加すること。
- (2) 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することができる。平日の活動を実施する場合、選手・所属チームにあらかじめ日程を示し、過剰負担とならないように配慮する。
- (3) 飛び級の選手(優秀な選手で上のカテゴリーで活動する選手)は、上位・下位の両方のDCに参加できる。ただし、上位DCを優先し、過剰負担にならないよう配慮する。

(4) 選手の入替え

U12 新たな有望選手発掘の観点から、年間2回程度の選手追加を行ってもよい。ただし、年代を考慮し、落選させることは行わないこと。

U14 新たな有望選手発掘の観点から、年間2回程度の選手入れ替えを行ってもよい。ただし、年代を考慮し、落選した選手の心理面への配慮を行うこと。

U16 新たな有望選手発掘の観点から、年間2回程度の選手入れ替えを行ってもよい。

3 参加人数

事業単位(県・地区)毎の参加人数は、20～40名程度とする。

4 参加料

- (1) 受益者負担の考え方にに基づき、選手から参加料を徴収する。

- (2) 1回当たり1,000円以内とし、年度の初めに決定し通知する。
- (3) 参加費収入が総経費の60～100%となるように設定するよう努力する。

5 運営スタッフ

(1) 全体総括

育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制など、全てを統括する。

(2) カテゴリー総括マネージャー（事務局を兼ねる）

- ア 全体総括・指導責任者と連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。
- イ カテゴリー間の連携を強化し、選手の情報共有を行う。
- ウ 年間計画・会計処理等を行う。

(3) 任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

6 指導スタッフ

(1) 全ての指導者は、TBA育成委員会により任命された者でJBAコーチライセンスを有する者とする。資格はC級ライセンス以上が望ましい。

(2) 指導スタッフは、JBA・TBA育成委員会のユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。

(3) 事業単位毎にメイン指導者、サブ指導者及びマネジメントをおくことが望ましい。マネジメントは、カテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。

(4) 任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

(5) 指導スタッフの任命・解任の権限は、TBA育成委員会にある。

7 遵守事項

(1) JBAインテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム」を遵守し、暴力暴言根絶を徹底すること。

※JBA行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与・受理等が含まれる。特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応でないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。

(2) 選手選考に際し、選手の進路決定に影響する発言・行動を行わないこと。

第4 指導内容・研修・選手選考

1 指導内容

(1) 人間教育を重視すること。「人間力なくして競技力向上なし」（JOC強化方針）

(2) JBA技術委員会ユース育成部会より提示されたJBA育成方針に基づき、TBA育成委員会の実情に応じて指導内容を決定する。

(3) 習熟度、発達状況を考慮し、幅を持たせた柔軟な対応を行う。

(4) 勝利至上主義に陥ることなく、勝つためのチーム作りの場とならないこととする。

【年代別事項】

U12 個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術の習得理解を目指す。

U14 個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得理解を目指す。

U16 個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得、チーム戦術への応用を目指す。

2 コーチ研修会

- (1) 年度当初に全ての育成コーチを対象とした J B A コーチ研修会に参加すること。
- (2) 研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

3 選手選考

- (1) 育成年代の選手の選考にあたっては、「今」の評価だけでなく、「将来」を想定した評価を取り入れ選考を行うこと。
- (2) 別に定める選手評価基準を参考に、T B A 育成委員会の定める担当者が合議の上で選手選考を実施する。
- (3) 育成センター設置の目的を鑑み、国体活動と目的を異として勝利を目指すチーム作りのための選考となってはならない。

【年代別事項】

- U12 育成方針を念頭におき、子どもの目標とするための選手選考を県・地区単位で行ってもよい（選手選考は必須としない）。

第5 運営

1 スポーツ傷害保険

育成センター活動では、選手及び指導スタッフに対してスポーツ傷害保険の加入を義務付ける。

2 安全対策と緊急時対応マニュアル

- (1) 育成センター活動中の選手の傷害・疾病対応について、保護者に対し事前に免責範囲を説明して同意書の提出を義務付ける。
- (2) 育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、周知しておくこと。
- (3) 選手及び指導スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、育成センターコーチはカテゴリー総括マネージャー及び全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は、速やかに報告すること。

3 マルフアン症候群の取り扱い

- (1) マルフアン症候群について参加選手の保護者の理解のもと、問題がないことを保護者自身で確認し、同意書にて確認をすること。
- (2) マルフアン症候群の選手は、本事業には参加できない場合がある。
- (3) 高身長者が多い競技特性から、指導者もマルファン症候群の理解に努めること。

4 肖像権・ビデオ撮影・写真撮影の取り扱い

- (1) 参加者に肖像権の承諾について、同意書等で確認すること。
- (2) 育成センター実施内容の撮影は、指導内容の共有や個人での利用目的として許可される。
- (3) 育成センター実施映像の SNS、インターネット上への配信は禁ずる。

5 スポンサー

育成センター事業については、裁量でスポンサー獲得を検討してよい。

6 T B A ロゴ・エンブレムの使用

T B A ロゴ・エンブレムの使用の際は、T B A 事務局の指導に従う。

7 リフレッシュポイント付与（「コーチに関する規程」による）

指導スタッフには、リフレッシュポイントを年間1ポイント付与する。ただし、活動実態が伴う者に限るほか、TBA指導者養成委員会がその処理を行う。

※指導スタッフとは、TBAが認証し、指導に直接関わっているコーチとする。(マネージャーは不可)

8 個人情報の取り扱い

- (1) 本事業により得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理する。育成センター以外の目的に転用しないこと。
- (2) 本事業により得た個人情報は、強化・育成事業に利用することがある。
- (3) 本事業により得た個人情報は、選手の強化や発達段階の調査、怪我予防のデータとして利用することがある。

第6 計画と報告

1 事業規模の決定

TBA育成委員会は、事業規模を決定する。

2 開催要項・運営要項の作成

TBA育成委員会は、本ガイドラインに準じて各DC開催要項・運営要項を作成し、理事会の承認を得る。

3 「旅費・日当・謝金規程」の作成

TBA育成委員会は、本ガイドラインに準じてDC旅費・日当・謝金の規程を作成し、理事会の承認を得る。

4 名簿作成

事業単位毎に、選手及び指導スタッフの名簿を所定の書式にて作成する。

5 カテゴリー別の県・地区別年間計画日程の作成

実施の日時・場所について、カテゴリー別に年間計画日程をカテゴリー別総括マネージャーが所定の書式にて作成し、全体総括はこれをまとめて年間計画日程を作成する。

6 収支計画

全体総括は、カテゴリー別マネージャーと協力してカテゴリー別に県・地区別経費項目を試算し、収入の財源(選手参加料、スポンサー収入、TBAからの予算化・D-fund その他補助金など)を勘案し収支計画を作成する。作成にあたっては、以下に留意する。

- (1) DC旅費・日当・謝金の規程に基づき作成する。
- (2) 後述の支出規定を参照する。
- (3) JBAのD-fundを利用する場合はD-fund規程に従い収支計画を作成する。
- (4) 特別な場合を除き、選手参加料を徴収する。

7 実施計画書の提出

全体総括(TBA育成委員長)は、JBAユース育成部会のDC実施計画書【書式1】を作成し、当該年度4月末までにTBA事務局へ提出する。

8 収支計画書の提出

- (1) 全体総括(TBA育成委員長)は、別途収支計画書を作成してTBA事務局へ提出する。

- (2) J B A の D-fund を利用する場合は、「D-fund 運用細則」に基づき収支計画書を作成して T B A 事務局へ提出する。

9 事業単位別の報告

育成センター実施後、指導スタッフ（マネジメント）は実施報告、収支報告及び証拠書類（旅費日当精算書・領収書）をカテゴリー総括マネージャーに提出する。（書式不問）

10 実施報告書の作成と提出

カテゴリー総括マネージャーは、事業単位別実施報告書をまとめ、全体総括に提出する。

- (1) 全体総括（T B A 育成委員長）は、各カテゴリー総括マネージャーの実施報告書をまとめて J B A ユース育成部会の D C 実施報告書【書式 2】を作成し、次年度 5 月末までに T B A 事務局へ提出する。
- (2) J B A の D-fund を利用する場合は、「D-fund 運用細則」に基づき、T B A 事務局へ提出する。

11 収支報告書の作成と提出

カテゴリー総括マネージャーは、事業単位別収支報告によりカテゴリー別活動における収支処理を行い、収支報告と証拠書類（旅費日当精算書・領収書）を全体総括に提出する。

- (1) 全体総括（T B A 育成委員長）は、各カテゴリーの収支報告をまとめて J B A ユース育成部会の D C 収支報告書【書式 3】を作成し、次年度 4 月末までに T B A 事務局へ提出する。
- (2) 収支報告書（様式不問）と証拠書類（旅費日当精算書・領収書）を T B A 事務局へ提出する。
- (3) J B A の D-fund を利用している場合、全体総括（T B A 育成委員長）は D-fund 要項に基づき書類を作成し、T B A 事務局へ提出する。（J B A の D-Fund A 活動別収支報告書【様式 3-2②A】、支出明細書【様式 3-3A】、D-Fund A 収支報告書集計表【様式 3-2①A】）

※【書式 1・2・3】は、J B A ホームページにおけるユース育成関連資料のページ、4. 都道府県・地区育成センター関係書類の（4）に掲出されているもの。

第 7 支出規定

スポンサー収入・T B A からの予算化・その他補助金などが多額でなく、選手参加料が収入の中心である場合、以下のように支出を規定する。

1 支出項目

(1) 旅費（交通費）

交通費は、T B A 旅費規程に準じ支給しない。

(2) 日当

ア メイン指導者 3,000 円（交通費相当額として 1,000 円を含む。）

イ サブ指導者及び補助者 2,000 円（交通費相当額として 1,000 円を含む。）

(3) 謝金

審判 1 ゲーム 1,000 円（別途、交通費相当額として日当 1,000 円を支給する。）

(4) 借損料（会場利用料）

- (5) 通信運搬費 切手代等
- (6) 消耗品費 コピー用紙等事務用消耗品代、スコアシート等
- (7) 会議費
- (8) 保険料
- (9) 支払手数料
- (10) 食糧費

2 支出対象者

指導スタッフ（コーチ）及びマネジメントスタッフ（マネージャー）

3 DCの対象とならない経費

- (1) 懇親会費や関係者との酒宴費用
- (2) 会議費・食糧費としての一人1,000円（消費税別）以上の弁当代
- (3) 支出対象者に該当しない者にかかる費用（旅費、弁当代等）
- (4) 個人所有となる備品・消耗品等
- (5) スタッフ、選手の個人ウェア代
- (6) 選手及び引率の保護者の旅費（特別な規定がある場合を除く。）